

知って  
おきたい

# みんなの年金ガイド

## 会社を退職すると加入する 年金制度が変わります

今月の年金相談

2月18日(水)

10:40～12:00

13:00～15:00

完全予約制

相談日の2日前までに申し込みください

第1委員会室

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金（厚生年金）に加入することになります。会社に勤めているときには厚生年金に加入しますが、60歳到達前に退職をすると60歳になるまで国民年金に加入します。配偶者を扶養している方は、配偶者の手続きも忘れずに行ってください。

- 第1号被保険者 自営業者、学生など（国民年金加入者）
- 第2号被保険者 会社員、公務員（厚生年金（共済年金）加入者）
- 第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者（専業主婦の方など）

### ○25年以上の加入が必要です

現行の年金制度では、原則として65歳から老齢年金を受けることができます。ただし、年金を受けするには、国民年金や厚生年金への加入期間を合計して25年以上あることが必要です。

退職後、年金制度への加入手続きを怠ってしまうと、これまでの加入期間分の年金も受けられなくなる場合があります。忘れずに手続きをしてください。

なお、国民年金や厚生年金への加入記録は、すべて通算して年金額が計算され、給付されます。

### ○第3号被保険者の届け出はお済みですか？

会社員に扶養される配偶者は第3号被保険者になります。扶養の基準は、年収130万円未満の方です。保険料は加入している年金制度（厚生年金保険、共済組合）が負担するので、個別に負担する必要はありません。

手続きの窓口 … 勤務先ของบริษัท（会社経由で日本年金機構に届け出ます）

必要書類 … 年金手帳等

### ○「国民年金保険料」と「税の申告」

国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です。

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が昨年11月上旬に送付されております。

※昨年10月以降に、初めて国民年金保険料を納付された方は本年2月上旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の再発行、「準確定申告」が必要な場合は、函館年金事務所国民年金課にお問い合わせください。

### ● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係（窓口5番）		☎0137-62-2111（内線245）
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111
	落部支所		☎0137-67-2231

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。